佐久穂町社会福祉協議会 福祉バス使用規約

佐久穂町社会福祉協議会 福祉バス使用規約

(目 的)

第1条 この規約は、社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会が所有する福祉バスの貸し 出し及び使用運行の安全並びに車両の保全を期することをもって目的とする。

(管 理)

第2条 福祉バスの管理は、事務局長が主管し、こまどり支所に置き維持管理する。

(利用対象者)

- 第3条 この福祉バスの利用者は、その使用目的が営利を求めず、かつ公共の福祉に寄 与するものであるとともに、次の要件を満たす組織団体を対象とする。
 - (1) 佐久穂町に所在する福祉団体等(利用は、各団体とも10名以上とする。)
 - (2) その他、社協会長が必要と認める団体

(使用の許可)

- 第4条 福祉バスを利用しようとする場合は、1週間前までに福祉バス使用許可願を 社協会長へ提出し、許可を得なければならない。
- 2 日程等の変更等が生じた場合は、速やかに申し出て変更の許可を受けなければならない。
- 3 社会福祉協議会業務で、福祉バスを優先的に利用する場合は、許可を取り消すこと がある。

(運行基準)

- 第5条 運行基準は、次のとおりとする。
 - (1) 12月29日から1月3日までは、運行しない。
 - (2) 運行時間は、(基本)午前8時30分から午後5時30分までとする。

(貸出し対象車両)

第6条 貸出し対象車両は、次のとおりとする。

福祉バス:トヨタ マイクロバス (乗車定員 29名)

(運転手及び利用者)

- 第7条 福祉バスを使用する際には、次の条件を付すものとする。
- 2 運転手は、佐久穂町社会福祉協議会 福祉バス運転手登録申請を行い登録された者 に限る。
- 3 運転手は、運転の日時、利用団体名、利用人員、行程及び運行距離等を運転日報に 記録するものとする。
- 4 運転手は、使用の前後において車両の整備点検を行い、常に車両運行に支障のない

よう努めるものとする。

- 5 運転手は、健康管理に留意するとともに、交通ルールを遵守し、安全運転に努める こと。
- 6 運転手及び利用者は、福祉バス使用マニュアルに従い、使用後車両を清掃し、洗車 のうえ返納しなければならない。
- 7 使用中に発生した事故、故障等については、申請者が一切の責任を負い、処理を行 うとともに、速やかに社協会長に報告しなければならない。

(使用者負担)

- 第8条 福祉バスの利用者負担は、下記のとおりとする。
 - (1) 燃料は、満タン貸出しの後、満タン返納とし、その燃料代、有料通行料及び駐車料金等は使用者負担とする。
 - (2) 利用者は、運転者に運転手当として1時間当たり1,500円を支払うものとする。 ただし、延長時間については運転者と別に協議し、宿泊を伴う場合は運転手の費用も利用者が負担する。

(現状回復の義務)

- 第9条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに福祉バスを原状に回復しなければならない。
 - 2 使用者が、前項の義務を履行しなかったときは、社協がこれを代行し、これに要 した費用を使用者から徴収する。

(使用者の弁償責任)

第10条 使用者は、福祉バスを故意又は重大な過失により損傷し、亡失し、又は破損 したときは弁償の責めを負うものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附則

- この規約は、平成17年11月1日から施行する。
- この規約は、令和3年3月1日から施行する。